

アプリ放題 Powered by OPTiM サービス 利用規約

(本規約の適用)

- 第1条 本規約は、株式会社 **QTnet**（以下「当社」といいます。）が提供する「アプリ放題 **Powered by OPTiM**」サービス（以下「本サービス」といいます。）について定めます。
- 2 本サービスの利用を受ける者（以下「契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(本規約の変更)

- 第2条 当社は、本規約を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の規約によります。

(本サービスの定義)

- 第3条 契約者は、「本サービス」に申込みにより、株式会社オプティム（以下「オプティム」といいます。）が提供する「パソコンソフト使い放題 **powered by OPTiM**」を利用できるものとします。

(利用申し込みの方法)

- 第4条 本サービスの利用を希望する場合には、本規約の内容を承諾し、当社所定の方法により利用申込みを行っていただきます。

(申込みの承諾・取消)

- 第5条 当社は、本サービスの申込みがあった場合には、受け付けた順序に従って審査し承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 本サービスを提供することが技術上、著しく困難なとき
 - (2) 契約の申込みをした者が第3種コンピュータ通信網サービスのお申込み、又はご契約をされていないとき
 - (3) 申込み時に虚偽の事項を申告されたとき
 - (4) その他当社の業務遂行上著しい支障があるとき
- 3 当社が第1項の規定により申込みを承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

(本サービスの利用開始日)

第6条 当社が本サービスを利用するためのシリアルキーを発行した日が利用開始日となります。

(利用契約の解除)

第7条 本サービスの契約者が本サービスを解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法により当社に通知していただきます。なお、当該通知が当社に到着した暦月の月末をもって、本サービスの解除を行います。

(当社が行う利用契約の解除)

第8条 当社は、第9条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、本サービスの契約を解除することがあります。

2 当社は、本サービスの契約者が次のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないで本サービスの契約を解除することができるものとします。

- (1) 申込の際に申告事項に虚偽の記載がある場合において、当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと当社が判断したとき。
- (2) 契約者に対する差押え、又は仮差押さえの申し立てがあったとき。
- (3) 契約者に対する破産、民事再生手続、個人債務者再生手続の申し立てがあったとき。
- (4) 契約者と連絡が取れず、当社が本サービスの提供に必要な情報を得ることができない状態が、一定期間継続したとき。
- (5) 契約者が死亡又は解散したことを当社が知ったとき。

3 当社は、前2項の規定により本サービスの契約を解除しようとするときは、原則として本サービスの契約者にそのことをお知らせします。ただし、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼす恐れのあるときは、この限りではありません。

4 当社は、契約者が第3種コンピュータ通信網サービスの契約を解除したときは、本サービスの契約を解除します。

(利用停止)

第9条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、6ヶ月以内で当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 本規約に反する行為であって、本サービスに関する業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を当社の定める方法で契約者に通知します。ただし、当社の

業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたときは、この限りではありません。

(本サービス提供の終了)

第10条 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。

2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本サービスの契約を解除する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(料金)

第11条 契約者は、その契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日を含む暦月の翌々月から起算して、契約の解除のあった日を含む暦月までの期間について、別表1に定める月額利用料を毎月支払うものとします。

2 利用料金については日割しません。

(料金の支払い)

第12条 契約者は、前条の料金について、当社が指定する期日までに、当社所定の方法により支払っていただきます。

(端数処理)

第13条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(延滞利息)

第14条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について、年10%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

【別表1】

項目	費用
月額利用料	550円

附則

(実施期日)

本規約は 2013 年 8 月 1 日から実施します。

附則

(特例措置)

2013 年 8 月 1 日から 2013 年 11 月 30 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1 (月額料金) に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(特例措置)

2013 年 12 月 1 日から 2014 年 2 月 28 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1 (月額料金) に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(特例措置)

2014 年 3 月 1 日から 2014 年 6 月 30 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1 (月額料金) に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(特例措置)

2014 年 7 月 1 日から 2014 年 9 月 30 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1 (月額料金) に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(特例措置)

2014 年 10 月 1 日から 2014 年 11 月 30 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1 (月額料金) に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(特例措置)

2014 年 12 月 1 日から 2015 年 1 月 31 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1 (月額料金) に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(特例措置)

2015 年 2 月 1 日から 2015 年 3 月 31 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1 (月額料金) に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(特例措置)

2015 年 4 月 1 日から 2015 年 5 月 31 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1 (月額料金) に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(特例措置)

2015年6月1日から2015年6月30日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から2ヵ月間、別表1(月額料金)に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2015年7月1日から2015年9月30日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から2ヵ月間、別表1(月額料金)に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2015年10月1日から2015年11月30日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から2ヵ月間、別表1(月額料金)に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2015年12月1日から2016年1月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から2ヵ月間、別表1(月額料金)に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2016年2月1日から2016年4月30日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から2ヵ月間、別表1(月額料金)に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

1 この改正規定は、2016年2月1日から2016年4月30日までの間に実施した特例措置を、2016年7月31日まで延長し実施します。
2 2016年2月1日から2016年7月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から2ヵ月間、別表1(月額料金)に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2016年8月1日から2016年10月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から2ヵ月間、別表1(月額料金)に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2016年11月1日から2017年1月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から2ヵ月間、別表1(月額料金)に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2017年2月1日から2017年4月30日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から2ヵ月間、別表1（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（特例措置）

2017年5月1日から2017年7月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から2ヵ月間、別表1（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（実施期日）

本規約は2017年7月1日から実施します。

附則

（特例措置）

2017年8月1日から2017年10月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から2ヵ月間、別表1（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（特例措置）

2017年11月1日から2018年1月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から2ヵ月間、別表1（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（特例措置）

2018年2月1日から2018年4月30日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から2ヵ月間、別表1（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（特例措置）

2018年5月1日から2018年7月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から2ヵ月間、別表1（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（特例措置）

2018年8月1日から2019年3月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から2ヵ月間、別表1（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（特例措置）

2019年4月1日から2020年3月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から2ヵ月間、別表1（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（特例措置）

2020年4月1日から2021年3月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から2ヵ月間、別表1（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

額料金)に規定する額に0円を適用します。

附則

(実施期日)

本規約は2020年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

本規約は2021年4月1日から実施します。